

厚岸町議会 第4回定例会

平成26年12月11日

午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成26年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、堀議員、7番、金橋議員を指名いたします。
- 議長（音喜多議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
初めに、12番、室崎議員の一般質問を行います。
12番、室崎議員。
- 室崎議員 先に通告いたしました内容につきまして一般質問を行います。
まず1点目は、介護事業の質の向上についてであります。
本年4月、心和園デイサービス等の事業を町直営から社協に移管した際に、町民の間には、介護の質が低下するのではないかという危惧、心配が生じております。この町民の危惧を払拭するため、町はどのような手だてを講じているか、これが1点目であります。
次に、2番目として、社会福祉法人の内部留保金についてであります。
過日、厚労省は、社会福祉法人の内部留保金につき、地域の公益活動や職員の待遇改善に使うことを義務づける方針を決めたという報道がございました。これについては、また、いろいろな意見もあるかと思います。私も厚労省の内容、方針に直ちに賛同するわけではありませんが、そのような動きが出てきている中で、厚岸町での現状はどうか、そしてその内容について、町はどのような見解を持っているのかをお聞きいたします。
3番目として、「厚岸町に核廃棄物最終処分場はいらない宣言」についてであります。
平成26年9月10日、厚岸町議会は「厚岸町に核廃棄物最終処分場はいらない宣言」を行いました。議決いたしました。町としては、どのような形で意思を鮮明にするのか、その手だてについてお聞かせをいただきたい。
以上、1回目の質問とさせていただきます。
- 議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

12番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の介護事業の質の向上について、「本年4月、心和園、デイサービスの事業を町直営から社協に移管した際、町民の間に介護の質が低下するのではないかとの危惧が生じた。この町民の危惧を払拭するため、町はどのような手だてを講じているか」についてであります。特別養護老人ホーム心和園及びデイサービスの指定管理者制度の導入については、町議会においてさまざまなご意見をいただき、議論を経て移行したところではありますが、ご意見の中には、今回ご質問をいただいた介護の質の低下を危ぶむ内容もございました。

町といたしましても、介護の質の低下を心配されている町民の危惧を払拭するために、現在、実施している介護相談員派遣事業を活用し、介護相談員が利用者の率直な意見や要望を伺って、施設の対応や介護サービスの提供状況を把握し、その内容を確認して事業者に伝えております。

また、町担当職員が施設を訪問し、施設の状況や施設職員の利用者への対応を確認するとともに、施設側と利用者への対応や施設の管理状況の確認を行っており、介護相談員事業と合わせて、介護サービスの質の低下を招かないよう、対応に当たっているところでございます。今後においては、介護相談員の施設への訪問回数をふやし、活動を充実させ、より一層利用者の意見や要望を伺い、介護サービス内容の把握に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、町民に安心して利用をいただくため、北海道から指定を受けた「北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構」が認証した評価機関による第三者評価事業について、指定管理による運営が1年を経過した来年度から年次的に、特別養護老人ホームにおいては厚岸町が実施し、デイサービスセンターにおいては、厚岸町社会福祉協議会が実施することとなっております。

評価の内容につきましては、事業者の経営理念やサービス提供の方針、質の向上や職員の育成、地域との交流など全てのサービスに共通する項目と、個別評価項目の食事の提供や健康管理などとなっております。この第三者評価事業の実施後、評価されたサービス内容を公表し、事業の透明性を図り、サービスの質の向上を進める所存ですので、ご理解願います。

続いて、2点目の社会福祉法人の内部留保金について、「過日、厚労省は、社会福祉法人の内部留保金につき、地域の公益活動や職員の待遇改善に使うことを義務づける方針を決めたと聞く。厚岸町での現状はどうか、町の見解をお聞きする」についてですが、現在のところ、厚生労働省から町への通知があったものではありませんが、同省のホームページに掲載されている厚生労働省の諮問機関「社会保障審議会福祉部会」の資料によりますと、社会福祉法人の制度改革を検討しており、この中で事業運営で蓄積した内部留保のうち、当面の運転資金などを除く余剰財産を地域での社会貢献活動や職員の待遇改善などに充てることを義務づけることなど、財務規律の構築を図っているとのことでもあります。

これは、一部の社会福祉法人が介護施設や保育所などの運営により、多額の内部留保

をしているといった指摘がされていることによるものとしております。

厚岸町社会福祉協議会は、決算の状況を見ましても積立基金の運用も、運転資金や建物、設備の修繕費に充てていることなどから、適切に運営されていると判断しております。

しかしなが、先ほどご説明したとおり、全国の一部の社会福祉法人では不適切な運営があったことなどから、「社会保障審議会福祉部会」において、財務運営に関する規律が審議されており、今後、規律が構築した方向性が示された後には、当町の社会福祉法人においても、その趣旨に沿った運営を行うよう理事会や評議員会の理解を得ながら、社会福祉法人を運営していくことになると考えておりますので、ご理解願います。

続いて、3点目の厚岸町に核廃棄物最終処分場はいらない宣言について、「平成26年9月10日、議会は『厚岸町に核廃棄物最終処分場はいらない宣言』行った。町は、どのような形で意思を鮮明に表示するのか」についてであります。10月29日に開催された第6回議員協議会において、議長からご説明があったとおり、町としては、厚岸町議会がされた「厚岸町に核廃棄物最終処分場はいらない宣言」に関する決議はもちろんのこと、町内外から寄せられた多くの方々の署名を重く受けとめておりますし、皆さんの意思を十分尊重させていただいた上、町並びに町民の皆さんの強い意思を町内外に明確に表示するためには、どのような方法が最良なのかを検討してまいりました。

その結果、過去に議会が決議された各種の宣言と同様、当該宣言に関する看板を町民広場に設置することとし、これに係る予算を平成27年度当初予算案に計上したいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 今回はちょっと質問の項目が多いものですから、私も端的に質問し、答弁も手短けに行うようにお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

12番、室崎議員。

●室崎議員 ただいまの町長の答弁にもありましたとおり、ことしの4月から心和園とデイサービスの事業が社協に移ったときに、町民の中から、これでサービスの質が低下しなければいいけれどという心配は随分出ておりましたですね。一部では、署名活動などもあったりいろいろなことがありましたけれども、やはり町民全体の大きな危惧はそこにあるわけです。

それで、それを払拭するために介護相談員派遣事業と第三者評価事業を推進することで、それで全てが解決するわけではもちろんないのですが、一つの何といいますか、事業に対する第三者の目が常に行き届いている状態をつくり出すということで進んできたと、そのように思っております。

それで、その状況についてお聞きするわけですが、まず、介護相談員派遣事業なのですけれども、これについては6月の議会で、私、指摘したのですが、あなたたちは、この事業を頭からたたきつぶすようなことをやったですよ。介護相談員が、社協のいわゆる事業者の介護相談員の派遣を受ける施設の職員として二重身分になっているというような事態がありましたですよ。これは、あのとき町長もはっきりと遺憾の意を表しておりますが、大変ゆゆしき問題であったと。その後立て直して、少なくとも6月の議会でお聞きしたとき、4月から6月までは空白であると、何も動いていないということもその答弁の中では出てきておりましたが、その後、体制をどのように立て直して今日に至っているか、まずその内容についてお知らせをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 答えたいと思います。

まず、今、ご質問のありました4月から6月までの活動はしていなかったというご指摘でございますけれども、その部分につきましては、今おっしゃった1名が活動していなかったということで、後の4名につきましては4月から6月も活動をしておりまして、あと、5名いる介護相談員のうちですけれども、今おっしゃられた1名は途中でおやめになって、その後、4名で9月末まで活動しまして、9月の末で、今、お願いをしておりまして1名が退任をしました。それで現在は3名という形になっておりますが、今月ですけれども、新たに2名の方をお願いをして、これから養成研修のほうに行くという形になっております。今年度につきましては、そのように若干活動の人数が減りましたが、今、新たに2名を加えて5名の体制で次年度からは行っていきたいと思っておりますし、今年度につきましても昨年と同じような回数をもって3名の体制で、今、現有的3名の体制で行っていきたいと、訪問回数は減らさないで活動していきたいと考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 今、人数も二人増やすことにしたのだということを高らかにおっしゃっているけれども、その二人増やすというのは6月に指摘されたときに、既にやってなければならぬ話でしょう。

それから、そのときにもやりとりの中でも申し上げました。何回もくどくは言いますが、減らさないでいきたいという言い方しているのですけれども、がくと減ったのが今なのです。一時期から見たら、ものすごい減っているのですよ、訪問回数にしても、それから経費だって減っているわけでしょう。それは動かないから減るのだけれども、そうすると、それで今の線を維持しますということは、これはおかしいので

はない。

また、あなた、あのときにもおっしゃったでしょう。今のこういう時代が少し変わりましたよね、直営の時代から管理委託という形で出して、そしてそれに対する町民の危惧に対して、いやいやこういうものでそれに応えるのですということをやっている、こういう状況があるから、この制度は充実させなければならないと思っていますということが、3月の議会でも、それから6月の議会でも同じ話が出ているのですよ。ところが今聞いていると、何とか手当てしたというふうに言っているけれども、逆に少なくなっているのです。介護相談員は。体制弱くなっているのですよ。そして何とかもとに戻して、もとのレベルだけは維持したい、これは話のつじつまが合わないのではないかと、やはりこれについては介護相談員の充実、これをもっともっと図るべきでないかと、そのように思うのです。いかがですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 答えたいと思います。

私の説明がちょっと言葉足らずでございました。6月にそういうご指摘を受けまして、実は1名がその時点でおやめになっていて、その後4名の活動が6月の末まで続いていたと。その段階で、介護相談員をすぐ補充というふうにできればいいのですけれども、実は研修が年に1度、この12月にしか行われないうことで、そういう部分では補充できなかったことは残念であります。

その間に、残った4名で9月までは今までどおりの活動をしていただきましたし、今後、増員にはなりませんけれども、5名の昨年までの体制をもって、より一層内部研修等積んで、今、おっしゃられた課題もございまして、そういう点も踏まえて今後活動していきたいと。それと、27年度につきましては、今、おっしゃったように活動が停滞しているという部分でございまして、回数を一番多い年度を目標にふやしていきたいと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 よろしく願いいたします。

6月の議会にですか、町長もおっしゃったように、現在、道内の市町村は180ぐらいあるのですか、その中でもって介護相談員を持っている町村というのは11しかない。だから厚岸町の言うならば誇るべき制度の一つであるということも、町長もおっしゃっていましたよ。それだけに、その実を上げていただきたい、これは切にお願いします。

それで、ちらちらと聞こえてくる話なのですが、介護相談員が行きますね、そして改善点を見つけます。あるいは利用者から、あるいは職員との話から、ここのところはもっとこうしたほうがいいのではないかとというのが出ますね。そうすると、この報告書というのが保健福祉課の担当者のほうに上げるらしいですね、あの仕組み見ると。そこから現場にまでその話が届くのに、えらい時間がかかる場合があると。それで介護相談員のほうは、当然、もうその話がついているから、直っているのだと思っていつてみたら何

もない。そうすると、人ですから、やっぱりきつい言い方になるかもしれません。ところが、言われたほうは面食らうわけですね、というようなことが時々あるのだというよううわさが、私、本人たちに確認したわけではないのだけれども、聞こえてくる、あつては大変だと思う。

それで、この介護相談員から報告があつて、それが現場にまで改善点としていく、そして改善される、そのいわゆる流れというかな、それを検証してみなければならないと思うのです。常時。これはどのようにされているのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

介護相談員、事業所のほうにお伺いして、いろいろと活動を行います。その際に、通常、その時点で事業所のほうにお話を、介護相談員が直接お話をします。大体はすると。その後に戻ってきまして、私たちのほうに報告を上げていただくと、そこで書類で処理をします。そこで聞いた部分の緊急性のあるものですとかそういうものにつきましては、まず口頭で連絡する場合がありますし、通常はその書面をもって報告すると、事業所のほうにお知らせするという形になります。

その時点で、若干おっしゃったように時間がかかっている場合がなきにしもあらずかなというふうに考えますので、今後につきましてはその点も検証して、なるべく速やかにそういう指摘事項ですとか、改善点という部分については伝わるようにしたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 これもよろしく願いいたします。日常の検証の体制ができてないと、どうしてもパイプは詰まりますので、よろしくお願いします。

それからもう一つ、事業対象から外れている施設、はっきり言うと、そちらのほうの手を挙げないということだと思ふのですが、前には訪問していたのだけれども、今は訪問できていないというようなものがあるという話も議会でもお聞きしたことがあります。こういうものについては、積極的にこちらから強く申し上げて、そしてこういうものをちゃんと受けて、いい方向に双方協力して持っていきたいという意味のことの答弁がありました、その後はどうなりましたでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

おっしゃるように、平成22年をもって介護相談員の受け入れをやめている施設がございます。その施設につきましては、私のほうから、その責任者のほうにお会いしまして、再度、趣旨ですとか、こういう部分で介護相談員は大切だというようなお話も、事業所の責任者も十分わかっておりまして、介護相談員が伺わなくなった経過もお聞きして、

その辺も検証しながら話を進めておりますし、その後にも話をしておりますから、そういう意味ではぜひ受け入れていただくようにこちらのほうも努力しますし、事業所のほうにも協力を願うという形で今進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 いい方向に進んでいるというふうにお聞きしておいてよろしいわけですね。

それでもう一つ、ただいまの町長の答弁の中に、介護相談員として第三者ですよね、として入っているのと、もう一つは、町の担当職員が施設を訪問して気づいた点などをいろいろ話をすると。決して監査とか監察とかというようなものではないと思いますけれども、このようなことをやっているということなのですが、こういう活動によって具体的な成果としては、何か特筆するようなものが出ていますでしょうか。この状況についてお聞かせをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 答えいたします。

施設の訪問につきましては、たまたま今年施設改修、外壁の改修もございました。その部分もありまして、打ち合わせもありましたし、あと指定管理の1年目ということで、その事業者がいろいろ困っていることはないかですとか、問題点がないかですとか、そういう部分もこちらのほうでも把握をしたいということで、動いて訪問をしております。おっしゃったように、監査とかそういうことではなくて、確認なりお話なりをしております。その中では、介護員、現場の動きですとか、あと事務の動きですとか、そういう部分は確認ができました。指定管理の前と今、どういうふうに変ったかという部分を確認して、施設の責任者ともお話をしております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 前に進みます。それで、第三者評価機関の提言を私いたしましたが、これについては今お聞きすると、来年度からというふうに見える答弁でしたが、これは来年度から始まるための準備というのはもう始めているわけですか、それとも今年は何にもなしで来年度になってから、さあどうしようから考えるということなののでしょうか。何かもう既に準備段階の作業を行っているのであれば、そういうことについてお聞かせをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 答えいたします。

なぜ来年だという理由ですけれども、今年度1年まず経過してみて、前年度の検証も第三者評価の中に入っておりますので、まず1年運営してみると。そういう部分で、い

ろいろな問題点、改善点とかが見えてきます。それで今年度につきましては、第三者評価委員会の入れないというふうにさせていただきました。

ただ、どういう準備をしているかということでございますけれども、事業者のほうにお話をして、こういうふうに来年度以降は考えているというご説明をして、当然、受け入れるほうもいろいろな準備とかは必要ですので、急に今すぐ入るとなっても研修の期間も結構長くて、長いときで言いますと8カ月とかそういう部分も、いろいろな幅広い研修をするものですから、受け入れるほうもいろいろ準備が必要ということで、今年度につきましては、来年度からこういうふうと考えているというお話をさせていただいております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 今の話では、来年度から入る機関というのか、団体というのか、業者というのかよく分りませんが、その相手方は決まっているわけですね、たしか、道内一つではなかったはずだ。それでそのいわば予約とでもいいですか、あるいは仮契約とでもいいですか、そういうものはあるのではないかとこのことをうかがわせるような答弁でした。もし差し支えなければ、どこから4月からそういうものに入ってもらうのか。

それから、そのときに調査方法として、今、分っているのはどういうものを行っており、その中間報告はいつころ行われ、最終報告はいつころ行われるのか、そういうようなものについて公表するのはいつころになるのか、大体の目途といいますか、それを教えていただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 第三者評価の実施機関でございますけれども、今、北海道には11機関ございます。今、その先は決まっているのかというお話でしたけれども、現在決まっておりません。手法としましては、その中から選んでやるという形になります。料金とかもそれぞれまちまちでございますので、どこの機関が一番適切なのか、これから検証していきたいと思っておりますし、まず決まってから27年度の契約になろうかと思っております。その時点で一定程度詰めたいと考えておりますが、先ほど申しましたとおり、結構長い期間が要するという事ですので、多分、仮定の話ですけれども、早くても5月、6月ぐらいに契約が始まって、契約をして、その後に入っていただくと。その進み方によっても違いますけれども、早ければ4カ月とかそのぐらいで結果が出ると。それはホームページ上でこの機関の、第三者評価事業の推進機構のほうで、ホームページに載せて公表するという形になってございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 余り深入りはしたくありませんけれども、先ほどの話だと相手方の準備もあつてと、そういうこともしなければならぬからという話を聞いていると、相手方は11あ

るうちのどこになるのか、厚岸町が受け入れてくるかどうかとも分らないのに準備を始めているわけですか、甚だ不思議な話ですね。そのあたりもうちょっと。

それから、今の段階では公表できないのだというなら、そういうふうに言って結構ですから、そのあたり、ただ打診はしているのであるならば、そのことも言ってください。動いているのか動いていないのか、準備しているのかしていないのかがさっぱりわからないのであれば、一体来年どうなるのかということになるわけですよ。だから、まだ公表はできないけれども、打診もして、内々のある程度の打ち合わせもして、ただしこれも入札なり何なりがあるかもしれないから1社には絞れないけれども、A・B・C・Dぐらいのところとは、そういう非公式な話もしていますというのであるならば、その程度のことは答えていただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 私の説明が不十分でございました。受け入れるほうというのは受けるほう、施設のほうです、施設のほうの準備が時間がかかると。来年入るにしても評価を受けるためのいろいろな準備、書類上の準備がありますし、ほとんどの部分については、いろいろの書類作成に結構時間がかかるということで受け入れする側、心和園ですとかデイ、そちらのほうの態勢が整うまでということでお話を申し上げたつもりでございました。

それと、今回、評価機関で11ありますが、まだ予算組みもできておりませんので、一応、仮の話としまして内容をお聞きしたのが、社会福祉法人の北海道社会福祉協議会、こちらのほうにその内容も含めて照会をして、どういう手続とか、どういう手法でやるのかという確認はさせていただいて、私たちのほうで準備を進めているという段階でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 分りました。いずれにしてもこういうものが来年度動き出して、そしてそこで今やっている厚岸町の介護事業が非常にいい評価をもらって、そして客観的に見てもいい仕事をしているのですよということを町民に知らしめることができるようにぜひお願いしたい、そのように思います。

次に、2番目の社会福祉法人の内部留保金の話に入ります。

先ほど、私、1回目のときもちょっと申し上げましたが、厚労省の何とか審議会ではいろいろな意見も出ているようです。それから、一部報道では社会福祉法人が税金の上でも非常に好待遇を受けているのに、内部留保資産を持っていることはけしからんと、だからそんなものはどんどんはき出させる、それまでは国はいわゆるそういうものに対する補助金については、少し絞ろうというような動きなのだというふうなふうに読めるような報道もあります。もしそうであるとすると、そのしり馬に乗って私がとやかく言っているというふうに使われると、甚だ迷惑な。

ただ、町長の答弁にもあったように、一部には目に余る社会福祉法人もあるらしいで

すね、そんなものが厚岸にあるわけではないのですよ。内部留保と言われているもの、内部留保資産と言われているものにどんなものがあるかということが、いろいろな解説を読みますと、大きく分けて三つに分けているようです。発生源内部留保、実在内部留保、必要内部留保というような、それで発生源内部留保というのは、貸借対照表の貸方に提示をされている内部留保全体を言うわけですね。実在内部留保というのは、内部資金の蓄積額のうち、現在、事業体に未使用資産の状態で留保されているもの。それから、必要的内部留保というのは、事業継続の維持円滑化の一助として必要不可欠とされるものというような分け方が出ているようです。

財務諸表に関する難しい問題は私も素人なので、余り深入りはいたしません。それで、ここで今の町長の答弁で決算の状況見てからの積立金の運用も運転資金、その他に修繕に充てていることが適切に運営されているというふうに言い切っています。ということは、全て必要内部留保であるというふうに町は見解を持っている、これがなければならぬ金なのだというふうに思っているということなのではないでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 答えいたします。

今、おっしゃった内部留保の関係でございますけれども、私どものほうでも社協のほうともお話をさせていただきまして、いろいろな確認をさせていただいております。町長の答弁にもありますように、今現在ある内部留保、積立金等ですけれども、必要なものという判断を現在のところはしております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 前に社協の決算の報告のときにも私、申し上げた記憶があるのですが、決算書の貸借対照表か、財産目録ですね、26年度のやつはたしか、25年度、55ページにあったのですが、それ見ると、その他の資産合計というのが9,591万円あるのですね。その中で備品購入積立金459万円、退職金積立金421万円、福祉基金積立金2,955万円、その他の積立金822万円、福祉基金積立金とその他の積立金を足しますと3,777万円、大ざっぱに言うと4,000万円に近い、これだけの積立金持っているのですね。備品購入積立金というのが去年かな、スピーカー器具だとかそういうものを取りかえたときに、取り崩して使われているのかなと思ったら、それは福祉基金積立金から取り崩して使っているのですね。

あのときも申し上げたのだけれども、社協という団体の積立金に福祉基金という名前をつけても、使途目的が何ら明確になってないですね、厚岸町が積み立てるときに行政目的積立金というのと同じですからね。それで、いずれにしても今、町の見解では、これらは必要不可欠のものなのだというお話でした。ですから、そうなのかなと、私のほうでは思わざるを得ません。それ以上のことはですね。

それで、この退職金積立金だとか備品購入積立金だとかというのは、これはタイトルから言って何に使うために、将来のこれだけの予定があるから、積み立てておかなけれ

ばならないのだということが分りますよね。でもあとの二つ、分らないのですよ。何に使うために積み立てているのか、そういうことも含めて必要なのだというふうにお考えなのでしょうか。まず必要なものなのだというには、そういう理由があるからだと思うのですね、そのところを教えていただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） まず、その他の積立資金でございますけれども、それにつきましては介護保険事業の事業費のほうに、例えば収益収支が伴わなくて赤字だという場合については、こちらのほうから補填をするというふうに聞いております。福祉基金と積立資金につきましては、6月の議会でも話ししたとおり、規定によりまして、その目的を持って運営しているという内容と理解をしております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 時間もないので妥当だという見解についてなぜなのかという話は、今、やめます。次のところに行きますが、今回の何とか協議会の話の中でもこれが強く出ているのですが、社会福祉法人に説明責任があると。すなわち内部留保の目的額の適正性について、きちんとその団体が説明しなければならない。ところが、厚岸町社協はその大部分をと言っても語弊はないと思いますが、町からの補助を受けて動いていますよね、それは当然です。利益を出す団体ではないのですから。町に対しては説明が当然あり、また議会でも説明があると思うのです。

もう一つ、元金については町には及ぶべくもないのですが、会費というのがございます。そして、それは特別会員とか個人会員とかというもののほかに、大きな割合を占めているものに各自治会がありますね。これはある自治会なのですが、そこでは年間に社協会費として3万3,000円払った。支出の総額は約40万円ちょっとですよ。その中の3万3,000円は社協会費として払っているのです。でもそれが高すぎるとか、あるいはけしからんとか、そんな声は一つもありません。社協というものの存立並びに活動趣旨からいって、各自治会はそうやって協力をしていかなければならないのだということは、みんな理解しているつもりです。

しかし、こういう多額の基金を持って、しかもそれはずっと積み立ててあって、ふだん動いていないわけでしょう。そういうものを持たなければならないのだというのには、今、町のほうが適正だとおっしゃったのだから、それだけの理由があるのでしょうか。それを乏しい財源の中から、いいですよと払っているような自治会に、きちんと説明をしたことがありますか。社協が。また、そうしなさいと町が指導したことがありますか、この点についてお答えをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

今、自治会等への説明ということでお話がありました。6月の議会でもお話ししたかと思いますが、その部分については機関誌のしゃっきーとかに載せていると、ただ、自治会に対して直接何らかの形で説明はしていないと理解をしております。これにつきましては、社協のほうでも何らかの形で説明を加えるように、こちらのほうとしましてもお話ししていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 時間がないので、そのあたりやめますが、しゃっきーという広報紙に、ちょっと素人が見てもわからないような貸借対照表や帳簿の一部を、ちゃんと載せた程度で説明になっているなんていうようなものではない、そんなものは説明のうちに入りません、という意識を持ってもわらなければ。ましてやまして、理事や評議員になったからは、自治会の中の人にも出ていますよ。だからいいのではないかなんていう問題ではない。あるいは町内会連合会の総会に会長が出てきて、形式的な挨拶して帰っていくのが、説明になりましたなんていうものではないことは言うまでもないですね。だから、やはりきちんとした説明をしていかなければならない、考えているではなくてどうするのか、それをやはりきちんと助言なり指導なりをしていただきたい。

次に入ります。過日、26年9月10日ですか、厚岸町が核廃棄物最終処分場はいらないという宣言をいたしました。これは町長が、議会で非常にはっきりとした答弁の中で意思を明確にしてくれていることに、議会も対応するというふうに動きが出ました。それで、その後、議員協議会で、こういうような看板を立てたらどうだろうというようなことを、町としても考えてくださっているという話も議長から聞きました。ただ、今の答弁を見ますと、新年度に入ってから行うという話なのですが、こんなもの何千万円もかかるようなものではないでしょう。何ですぐできないのですか。これだけ明確な意思を持って、そしてこれをやろうということを決めているというのだったら、すぐなされたらいかがですか。専決処分ですらあったって、議会でもって文句は出ないと思いますよ。それが新年度まで置かなければならないというのはどういうことなのでしょう。やると言っていることに、まるで何か文句をつけるような言い方で悪いのですけれども、町民の中でも話が流れていまして、期待しているわけです。そのときに、時間がたつということが妙に疑念を持たれてしまっただけは困りますので、早急に行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

実は、議員協議会でも議長から説明あったかと思いますが、その中ででも予算が伴うので、新年度からという議長からのお話もあったかと思いますが。

といいますのは、どういうものかいい、また場所等も含めて、やはり町民に宣言として多くの方々に周知をすると、ただ立てればいいのか、つくればいいのかというものではないだろうというもろもろのこれから作業、それからいろいろなこともあるので、新

年度ということで、議長にはお話をいたしたところでございます。そういうことで、議長からも新年度からという説明があったかと思うわけでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 議長の説明の経過はいいのですけれども、町長、どうでしょうね、これ少しでも早く進めることが大事ではないですか。補正でやったっていいのだし、あるいは余り専決でもしたくないけれども、やったっていいわけですから、作業をなるべく早く進めて、なるべく早く。今、町長、おっしゃるように、同じ立てるならきちんとしたものと、全く私もそのとおりです。それをスピーディにやっていただきたいとそういうふうに思うのですが、いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 10月の末だったと思いますが、議長、それから副議長お見えになって、町としてどういうことを考えているかということでお尋ねがありました。

今、新年度の予算に盛り込みたいというふうに考えおりますのは、凍上が始まって看板等を設置しても、せっかくやるのですから、やったものが曲がったとか倒れたとかということがないように、そういうようなことも考えて、それからそうするとそれなりの予算も必要だろうということで、新年度の予算に盛り込んで対応をしてまいりたいと、そのように考えております。（「これで結構です」の声あり）

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、12番、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、2番、大野議員の一般質問を行います。

2番、大野議員。

●大野議員 議長に、ちょっとお願いがあるのですけれども、質問の意図が余りわからないと思うので、参考資料をお配りしたいと思うのですけれども、お許しをいただきたいと思いますのですけれども。

●議長（音喜多議員） この会場で皆さんに、大野議員のほうから資料として提供されているのですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

●議長（音喜多議員） それでは、再開いたします。

●大野議員 本定例会において、さきに通告しております2点について質問をいたします。

1として、協働のまちづくりについてであります。

町長は、常に協働のまちづくりを提唱していますが、アとして、町道北片無去5号道路（JA区釧路太田堆肥センターへ行く道路）のことではありますが、この整備に当たり、先月、多分完成いたしました。なぜ地元の意見を聞かなかったのか。イとして、今後、町道片無去5号道路の残りの整備を考えられないか。ウとして、門静ホマカイ橋の件について、地元住民への説明は行われたか。

大きな2として、災害に強いまちづくりについてであります。

かなり災害対策に重点を置いて整備がなされたと思うが、今後、どのような整備が必要と思われるか。また、住民の意識を高めるために、町はどのようなことを行っていくのか。

以上の点について質問いたします。よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の協働まちづくりについてのうち、初めに「町道北片無去5号道路の整備に当たり、なぜ地元の声を聞かなかったのか」についてですが、北片無去5号道路は、起点・終点とも町道太田片無去間道路に接続する総延長3,610.20メートルの町道で、沿道には牧草地や森林が広がり、終点から約500メートル付近は釧路太田農協の堆肥センターが建設されていることもあり、主に農業、林業関係者に利用されている道路であります。

この北片無去5号道路の状況は、終点から160メートルの区間の急勾配箇所が改良舗装されている以外は、そのほとんどが砂利道、または簡易な舗装といった状況であり、特に大型車両が頻繁に出入りする終点側約500メートルの区間では、路面にわだちが頻繁に発生するための碎石の補充などで維持管理をしてきました。

このような状態を解消するため、平成27年度に420メートルを工事する予定でありましたが、国の経済対策として創設された「がんばる地域交付金」の配分が今年度5月19日に示されたことにより、対象となる事業のうちから本事業を前倒しして6月補正予算に計上、議決をいただき、事業実施に至っております。

事業を進めるに当たり、予算計上前に釧路太田農協と連絡を取り、事業の概要や予定工期を伝え、今年度工事を行うことになる場合の支障について確認しております。その結果、農業関係の作業時期によっては車両の出入りが多くなり、支障となることが考えられるため、工事発注として施工者が決まった際に、再度協議を行うこととしておりました。

工事発注後の8月5日にも建設課の工事担当者と施工者が、釧路太田農協と工事に関する協議を行っており、その後も、特に舗装の施工時期などについて連絡調整を行っております。この間、主に協議は釧路太田農協と行っており、個々の住民を対象とした説明は行っておりませんが、施工中に隣接する土地利用者から出入り口の幅などについて意見をいただいた箇所については、工事としてできる範囲内で対応し、完成に至っております。

次に、「今後、町道片無去5号道路の整備を考えられないか」についてであります。これまでも地域から同様の要望が上がっており、当面は今までどおり、砂利道の路面整正を主に、通常の維持管理で対応していく考えでおりますが、今後、スクールバスの運行状況なども確認しながら、平成27年度以降の計画の中で有利な補助事業を模索しながら、道路整備に向け検討してまいりますので、ご理解願います。

次に、「門静ホマカイ橋の件について、地元住民への説明は行ったのか」についてであります。これまでホマカイ橋上流部の尾幌側の住民の皆様と、門静・尾幌地区の冠水対策について、既に協議を行っておりますので、今後は、門静側の皆様に対し、同様の説明をする予定としております。

続いて、2点目の災害に強いまちづくりについてのうち、初めに、「かなり災害対策に重点を置いて整備がなされたと思うが、今後どのような整備が必要と思われるのか」についてであります。まず、これから申し上げる答弁内容につきましては、地震津波災害に限定したものとさせていただきましたので、あらかじめご了承くださいと存じます。

ご質問にあるとおり、厚岸町は、特に東日本大震災以降、「防災力の強化」を重点施策の一つに掲げ、コンキリエを役場庁舎にかわる災害対策本部とするための整備を初め、避難場所や避難階段、防災資機材や備蓄品の整備を関係機関の協力も得ながら行ってまいりました。

また、本年度の事業としては、湖南地区防災拠点整備事業としての森林センターの改修や特別養護老人ホーム裏山避難場所への備蓄倉庫と防災資機材の整備を行うこととしておりますし、北海道の事業において、お供山周辺治山施設への階段の整備が行われる予定であります。

今後、必要な整備については、来年度において、議会でもご指摘のあった長期避難となった場合、避難所に設置するパーテーションや段ボールベッドの整備を予定しております。

また、町単独事業以外では、津波避難時における避難者の安全確保、道路の渋滞緩和に係る対策として、跨線橋等による避難路の整備が必要でありますし、本年度、奔渡地区に設置される治山施設への階段のさらなる整備も必要でありますので、引き続き、国や北海道に要望してまいりたいと考えております。

次に、「住民の意識を高めるために、町はどのようなことを行っていくか」についてあります。現在、厚岸町が行っている町民の防災意識、特に津波避難に対する意識の高揚を図るための事業としては、全町民対象の「厚岸町防災訓練」、「防災講演会」、自治会・地域単位での「災害図上訓練」の実施、教育委員会との連携による「防災標語」の募集のほか、防災教育の取り組みとして、沿岸地域の学校、保育所における避難訓練や講習会の実施が挙げられます。

今後については、まずは来年度、自治会または地域単位による災害時の避難所運営を想定した訓練の実施を計画しているほか、ただいま申し上げた事業を来年度以降も継続して、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ただいま町長から答弁をいただいたわけですが、まず1点目の北片無去5号道路の整備に当たってでございますけれども、ここでは鉚路太田農協と十分協議がなされて、工事に入っておりますという答弁なのですが、その協議の中で鉚路太田農協のほうから、この道路幅はこうしてほしいとか何かという要望等々はなかったのでしょうか。ちょっとその辺をまずお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 協議の内容につきましては、この道路の奥には鉚路太田農協の堆肥センターがございますので、また両側には草地が広がっております。このようなことから、この道路の利用も主なものとしてスラリートanker、今、写真で見られているのがそうだと思うのですが、通行する想定で施工に当たってきたということでもありますけれども、その際、施工前の現町道の道路幅、各取り付け道路幅ですね、これらが現況より小さくならないと、最低でも現況に合致する形でという程度の協議でございました。したがって、拡幅を何メートルであるとか、そういった要望等は来ていなかったということでございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 もとの道路のままで多分つくってくれていたら、この参考資料の写真のようにはならなかったような気がするのですが、多分、これ前の砂利道よりは舗装部分は狭くなりましたよね。多分、50センチか1メートルか、スケールを持って測ってないですから分かりませんが、多分、狭くなったような気がするのですよ。

それと、この整備に当たり盛り土の部分が、多分、道路のレベルを水平にするといったらいいのか何といたらいの分からないのですが、道路が高くなりましたよね。それで、見た目によっては狭く見えるのかなという気もしないでもないのですが、多分、まるで昔の道路よりは狭いと思うのですが、その辺どうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 私、全線、これ終点側のほうでございますけれども、起点側のほうからも見て、それぞれの現況を見させていただきました。私は、実は施工後の部分しか見ていないものですから、反対側のほうは、起点の部分は見ておりますけれども、起点側からすると、道路は高くなっているような感じがします。幅自体は、むしろ現在のほうが広がっているのかなというふうな思いでおります。

ただ、今回取り付けした部分が、舗装と今おっしゃられた路肩の部分ですね、区分けされておまして、今回、施工の中で舗装部分がどうも狭いということで、アールとい

うのでしょうか、取りつけに入るアールの部分を広くとるために路肩をちょっとふやしていると。そこは舗装面ではありませんので、重たい車両が通行する場合に、路肩崩れとかそういうことが考えられるのかなと思って、現状では見ておりましたけれども、そういった部分を考えると、現状で利用者とお会いすることができたようで、その際に利用者のご要望に応じる形で、当初、設計を少し幅を広くしたと、そのように聞いております。

●議長（音喜多議員） 2 番、大野議員。

●大野議員 このときに私もいたのですよ。堆肥センターのふん尿散布の初日ですて、僕が一番先頭に走って、ここ行けないとわかったので、封鎖してもらったのですよ。工事中でしたから、路肩崩して、せっかくつくったのにと、みんなが壊すのなら今だぞ、壊してくれと、やり直してもらおうからと言ってあれしたのですけれども、無理しないでということで通行どめにしてもらって、何カ所かある出口から、1カ所は狭くて通れなかったのですよ。それでほかの出入り口からちょっと支障来すけれども、交差しながら出ていただきたいということで、一応散布は終わったのですけれども。そのときに二日目か三日目かちょっと忘れましてけれども、工事の責任者か誰かがいまして、ここちょっと広くしてくれないと出入りできませんよと言って、そこを多分直してくれて、12月の9日にトラクター持って行って写してきた写真なののですけれども、そこは直っていました。全畑、全部一応走って見たのですよ。そうしたら堆肥センターの看板立っている入り口側のすぐ隣の取りつけが、一番左上にある写真のとおり、回ると除雪のポールといいますか、立ってしまったものでぎりぎりなのですよ。運転試験所のコースよりもはるかに難しい本当に、腕悪いから腕を磨けという意味でつくってくれたのかなと、半分感謝というかあれなののですけれども、これは早急に、通れないので直していただきたいなと。

それと、右側の真ん中の写真、タンカーが斜めになっている部分なののですけれども、これ急すぎるのですよ。道路に上がるために畑の取りつけ部分、多分、畑に入ってはいけないと思って、その用地内で取りつけたものですから、角度急で、トラクターだといいののですけれども、牧草収穫の大型のダンプだと、多分、後ろのバンパー引っかかるぐらいの角度なのですよ。それで、ここを舗装すれとは言いませんが、これ砂利で盛っていただいたら、畑に砂利が入ってしまうので、我々酪農家が使っている黒墨と言って、火山の噴火の堆積物か何かちょっと内容はわからないのですけれども、そういった砂みたいのもありまして、トラック1台1万5,000円くらいするのですけれども、そういうのを引き詰めないとだめなのではないかなと思って、もうことは冬になってしまうので、新年度予算でも予算組んでもらって、牧草収穫までに整備をしていただきたいなと思うのですけれども、せっかくつくるのですから、たしか幅員4メートルの舗装と聞きました。このトラクター、多分、3メートルぐらいあります。乗って幅50センチぐらいずつしか余裕ございません。多分、後ろ見たりなんかしてハンドルちょこっときらさったら、多分、芝生の上を走ります。こんな余裕のない道路はすごい神経使うからなと、これ500メートルぐらいしかありませんから、ここはいいのですけれども、せっかくつくって

ただいたので、これを利用させてもらうのですけれども、それと白線の外側にある路肩の保護的に芝打っていますよね。写真は、多分15センチか20センチくらいしかないのですよ、舗装道路の縁というか横というか、普通の道路は30センチか50センチぐらいありますよね。そうすると、多少、よそ見しながら運転していても芝の上、何とか走って走行することができるのですけれども、これ多分芝生の上に片輪上がったら路肩崩れますよね。どういう設計をして、こういう道路をつくったのかなと、疑問に思ったのですよ。余りくどくどは言いませんけれども、やはりせっかくお金をかけてつくるのですから、安心して通れるというか、これ作業道ですから、これから多分どんどん機械は大きく大型化していくと思うのですよ。それでやはりもう少し考えてつくっていただきたいなのというのがお願いなのですが、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 初めの除雪のポールでございますが、これは直ちに改善をさせていただきますというふうに思います。

それから、続いての急すぎる部分、これについてはもう少しお話を聞かせていただきながら、次年度の牧草収穫期までに踏まないように対応を図らせていただきたいというふうに考えます。

最後に、外側線の外側の関係でありますけれども、この道路改良舗装に当たっては、拡幅ということがこの設計に盛り込まれておりません。現道の道路を利用した改良舗装でありますので、このような形になってしまうということではありますが、もう少しこういった車両が通るという利用の実態を踏まえた道路整備について、今後の設計に当たっては留意してまいりたいと、そのように思っております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 取り付けよりかは本道のほうが広くないと、多分、大型車両は回れないと思うのですよ。取り付け広くして上って90度で切るというのは、多分、厳しいのですよ。だから、作業道ですから、畑の取り付け、今、8メートルと前に聞いたのですよ。本道路が4メートル。それで、僕、実際に回ってみて厳しいのですから、多分、畑から取り付け道路幅広くしておいて、なるべく直線になるように本道に入らないと入れないという設計なのですよ。それで建設課のほうでは、この4メートル道路の幅に対して取り付けが、一体何メートルあったら車が回れるのかと計算しているのかわかりませんが、やはりそういったことを実際に作業道で農家の農業機械ですから、やはり普通の車両と違うので、そういった点を考慮していただきたいなと。

それと、多分、町の建設課で保有している大型ダンプ、回ることできるのですか、これ。ちょっと分かりませんが、後々、多分あそこら辺の砂利とか運んでいったとき、ちょっと回ってみてきていただきたいなと思います。

それと、除雪ポールせっかく立てているのですから、これから作業しませんから、立てておいてください。来年の3月末か4月に、堆肥の搬入するときに吹きだまりとかあつ

たら困るので、そのままにしておいてください。それ以降、農作業始まる時点で結構ですから、考えていただきたいなと思います。

次に、移りたいと思います。

この延長上に、これ3.6キロメートルでしたか、あるのですけれども、そのうち500メートル整備されましたので、とりあえず予算もあれなので全部は改良せとは言いません。とりあえず、もとスクールバスの走っていた路線、大別から片無去に抜ける道路の部分の工事をまず考えていただきたい。そこはやはりちゃんと中央線ができるような道路を考えていただきたいな。これ何年かかるかわかりませんが、そういったことを考慮しながらやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 今年度、整備をさせていただいた箇所につきましては、特に取りつけ道路の部分でございますけれども、今後、利用されるに当たって路肩等が決壊するようなおそれがあれば、あるいは決壊した場合とか、決壊するようなおそれを含めて来週にも現地調査をさせていただきたいと思って考えております。それに合わせ、実態に合う形に直してまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、後段の町道既定の部分の整備ということでありました。これもこの部分については、過去に地域の自治会等からもご要望をいただいております。ただ、その際のご要望の主なものとしては、当時スクールバスが走っていた路線だということもあって、整備をということであったのですけれども、その後、現在、スクールバスを利用される方が、スクールバスが走っていない区域になってしまったということで、当時のご要望の内容と違ってきている部分がありますけれども、今後何とか優位な補助事業というもので模索していきながら、道路整備に向けて検討してまいりますということが1回目の答弁でございますけれども、それ向かって考えてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 以前、スクールバスの通っていた道路ということで、あとまた何年かすると、多分、大別地区にも今、子供が3人小さい子がいますので学校に行くようになると、そこを通って片無去に抜けるか、ちょっと路線は分りませんが、なるのでやっぱり考えていただきたいと思います。

次に、移りたいと思います。

ホマカイ橋の件なのですけれども、これから門静側の皆さんに説明をするという、第3回の定例会でも10番議員質問しておりまして、大変議論いたした案件でございますけれども、そのときに住民説明を行うと町長が言っていたので、ぜひ早急にやっていただきたいなと思います。

それと、次、災害のほうに移らせていただきますけれども、答弁にもあったとおり、

今までずっとこの整備をしておりました。地震・津波に対するほうでございませうけれども、来年度は避難所にパーテーションとか段ボールベッドの整備を予定しているということなのですが、これも一遍に全部整備できるものだとは思ってもおりませうけれども、ちなみにこれ今、太田活性化施設つくっていますけれども、そこにも一応、配備予定なのではいしょうか、ちょっとお聞きしたいなと思うのです。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） パーテーションの件ですけれども、まだ予算計上前ですので、細かい話はできませんけれども、避難場所を幾つか、これは高いところの避難場所だけではなくて、2次避難ということにもつながりますので、指定避難場所としているところも含めてピックアップをして、そちらのほうに次年度整備をします。何年もかけてということではなくて、まずはこちらのほうで考えた場所に整備をしたいというふうを考えております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ぜひ、やっていただきたいなと思います。最悪の場合、やっぱり太田が一番高いので、すぐにとはい、地震・津波いつ来るかわかりませうけれども、やっぱり一応避難場所、今、太田公民館には学校が避難場所になっていますけれども、今度は活性化施設が拠点になる。大声では言えないのかもしれませんが、多分、せいかくの施設なので、いざというときは避難してもらわなければいけないと思うので、後々配備、備蓄品を置いていただきたいなと思います。

それと、住民の意識高揚を高めるためなのではいけれども、厚岸町で防災訓練、防災講習会等々行っておりますよね。今後は、災害図上訓練等々自治会におろして訓練をしていきたいという答弁ですけれども、それはいいのです。僕も思っていたとおりの答弁なのでいいのですけれども、それにあわせて救急救命の講習会、これ厚岸町の町職員は年1回必ず講習会やっているのですか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） まず、太田の活性化施設への整備でありますけれども、当然、完成後には指定をさせていただきたい。避難場所としてですね、指定をさせていただいた上で、必要な整備について検討してまいりたいというふうに考えています。

救命救急の講習でありますけれども、これは年1回、職員に対しては講習会を行っております、何年かで1回受けなければ切れてしまいますので、それらの更新をすべき職員、さらには新規採用職員等々も含めて、希望者を集めて救命講習を行っている状況であります。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 町職員は、年1回必ずやっているということなので、私ども自治会も、僕は太田ですので、中学校でも年1回必ずやっているのですね。そのときに自治会にも声をかけてもらって、一緒にどうですかと言って、自治会の一般町民の方にも参加していただくというのを、人数はそれほど来ないのですけども、そういったことも地元ならではのかなというので、町の学校とかやっているとかどうかわかりませんが、多分、やっていると思うのですけども、そういった学校行事の中にも付近の住民とかを呼んで、一緒に講習をしていただく、受講していただくというのはベストな、まず手っ取り早いかなというので、ぜひそういったことも教育委員会等絡みますけれども、そっち方面と連携してやっていただきたいなと思うのですけども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） ただいま、お話ありました学校における救命救急講習を地域との連携でというお話ですけども、確かに太田であるとか小規模な学校が主に地域を巻き込んで、救命救急講習を一緒にやるというお話は伺っておりますし、やられておるという認識はございます。

ただ、大きい学校になりますと、どうしても教員の救命講習がメインで、あと生徒の部分もございますけれども、あとは例えばPTAの研修活動の中でその事業を取り入れて、消防の方においでいただいて救命講習をやるというような取り組みをされている小中学校もございますけれども、それとてPTAの範囲内のお話になりますので、そのほか地域を巻き込んでという部分になりますと、学校もさることながら自治会の何ですか、救命講習活動の一環としてやるということも考えられるのかなというふうにも思います。

学校のことに限って申し上げれば、そういうPTA活動の中で、さらに研修活動の充実という部分で親御さんを巻き込んでやるというような方策は、今後、充実させていくことは考えられるかというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 今、学校の話が出た、僕が出してあれしているのですけども、やはり子供が行っていますので、多分、親は学校に行きやすいと思うのですよ。まずはやっぱり親からそうやって広めていって、余り大きな学校ですと全員が全員できませんけれども、やっぱりそういった面も考えて広く渡るような訓練にしていいただきたいなと思うのですけども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） ただいまのお話、受けとめさせていただいて、教育委員会としましても、学校は常日ごろから地域に開かれた学校ということで申しておりますので、学校評議員さんも含めて、そういった部分のお声かけを広くさせていただき

ながら、今、やれるところから少しでも進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） あとは、学校とのタイアップということも必要かと思いますが、けれども、自治会として消防からは救命講習に関しては、お声をかけていただければ、いつでも出向きということもお話いただいておりますので、自治会の取り組みとして、また自主防災組織の取り組みの中の一つとして、取り入れて行っていただければというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） いいですか。（「はい」の声あり）

以上で、2番、大野議員の一般質問を終わります。

次に、1番、佐藤議員の一般質問を行います。

1番、佐藤議員。

●佐藤議員 第4回定例会に当たりまして、先にご通告を申し上げました防災減災対策の計画的推進についてのご質問をさせていただきます。

3.11東日本大震災以降、各地におきまして防災に対する住民意識の高まりと、それを施策として進める自治体への国の支援もあり、当町においても防災インフラや防災資機材等の整備が進められ、昨年度の重点施策の三つの柱のうち、その一つは防災力の強化でありました。特に、厚岸町は市街地や漁家集落の多くが海岸線に接していることから、津波対策も重要な課題の一つでございます。そのため海岸地区には屋外拡声器を設置し、緊急時に備える対策をしているところであります。もちろん海に接しているわけですから、早期に避難する上で重要な機器であることは、言うまでもございません。人が危険を感じ、あるいは認識をし、避難行動する上ではさまざまな要件があると思いますが、一つは、自分自身が住む地理的な環境や過去の災害で受けた被害、さらには当面する災害に際し、周囲の人の行動が目に見え、海岸地区では海水等の変化が直接感じられることにより、避難行動が迅速にとれることになると思われます。

しかし、過去の津波等の例から海岸より遠い地域、質問書では、白浜4から光栄地区となっておりますが、津波の被害が幸いにもないため、既存の屋外拡声器が届かない地区となっております。3.11津波被害を見てもわかるとおり、南三陸では津波が川を数キロ遡上し、避難施設が水没をし、不幸にも人的被害が出たことは、記憶に新しいところでございます。

また、質問の冒頭お話ししたとおり、災害の際、被害地や海岸より遠い地区は周囲の人の避難行動が目に見えにくいために加え、時間的余裕があるのではとの感覚から、避難行動がおくれることが危惧されます。

また、両地区は、尾幌川を挟んでの地理的な関係から、港内に入った津波が川を遡上することも考えられ、決して安全な地域とは限らないのでございます。津波等の災害に限らず、近所で火災が発生した場合にも、拡声器により知ることができないのが、現在

の実情であります。それらのことから、現在、拡声器についてその設置の基準というものがあるのか、またある場合、その基準とはどのようなものなのかお伺いをするものでございます。

また、設置基準が余りない場合には、どのような判断で設置をされてきた経過なのか、あわせてお伺いをするものでございます。

さらには、質問の前段で申し上げましたとおり、被害地や海岸から遠い地域についても設置の必要性があるものと思われますので、想定の範囲内の地区として屋外拡声器の計画的設置について、ご検討をいただきたいのでございます。

次に、防災備品の整備についてであります。

自助・共助・公助のもと、各自治会においても自主防災組織を立ち上げ、防災意識の向上と有事の際の自助・共助について、地域ぐるみで取り組んでいるところであります。その一つが、防災備品の整備でございますが、各自治会とも限られた会費の中で、多様な活動をする中で、さらには防災備品や機器の整備、購入は相当の負担を要することになり、私の居住する自治会においても備品購入のため積み立てにより、毎年計画的に購入を進めているところであります。しかしながら、いつ発生するかわからないさまざまな災害に対応するには、その整備に時間がかかり、遅々として進まない状況にあります。ただ、拠点避難場所に近い地域や自治会にあっては、避難さえすれば備品等の整備は特に必要としない地域もあるかと存じます。防災備品や資機材が備えられている拠点避難施設から遠い地域など、必要とする自治会が整備する備品等の購入についても一定の支援が必要と考えますが、どのようにお考えなのか、以上、二つについてお伺いを申し上げます次第でございます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

防災対策についてのうち、初めに屋外拡声器の設置について、「現在、海岸地区等に設置されている屋外拡声器について、その設置基準というものはあるのか」、「ある場合その基準とは」、「ない場合は、どのような判断で設置するのか」についてでございますが、防災行政無線システムにおける屋外拡声子局、いわゆる屋外拡声器の設置基準について特に定められたものはなく、厚岸町の屋外拡声器については、町内の全戸及び主要施設に設置している戸別受信機の機能を補完し、津波発生時に海沿いの屋外にいる方に、災害情報を迅速に伝達することを目的として、町内の沿岸地区19カ所に設置したものであります。

次に、「市街地より遠隔地に設置の必要性はないのか。例えば、白浜4丁目から光栄地区等」についてでございますが、ただいま申し上げたとおり、厚岸町では戸別受信機を町内全戸及び主要施設に設置していることや町として屋外拡声器を設置した目的、また、その他の情報伝達手段として、町で携帯電話やスマートフォンを利用されている方への緊急速報メールの配信が可能になっていることから、現状において、沿岸から離れた地区への設置の必要性は低いものと考えておりますので、ご理解願います。

次に、防災備品の整備について、「自治会が整備、購入する備品について、支援の必要があるのでは」についてであります。東日本大震災以降、町が推進してきた町内自治会における自主防災組織の組織率も78%となり、また、その活動についても自治会によっては、町の防災訓練時に避難行動要支援者の避難を想定した避難訓練を行っている組織や、災害図上訓練の実施に合わせ、家庭における備蓄品や災害時に必要となる物品の展示などを行った組織、防災資機材等の整備を検討している組織もあり、少しずつその活動が活発になってきております。

町としてもこのような状況を踏まえ、さらなる活動の活発化と自治会における災害対策の充実を図っていくためには、自主防災組織による防災資機材等の整備は重要であり、また、それに対する支援も必要なことと考えておりますので、今後もコミュニティ助成事業や北海道の地域づくり交付金事業の活用などを含めた支援制度について検討を進めるとともに、その具現化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 1 番、佐藤議員。

●佐藤議員 ありがとうございます。3.11の震災による被害の状況がいろいろな機会に、テレビ画面で放映されるわけですよ。本当に人間が考えた想定範囲を本当に超えた物すごい被害を目の当たりにすると、人間の力のなさというか、考える限界を感じてしまうわけですが、そんな中で我々、所属する総産の委員会でも、現地三陸被害を受けた地区を視察をさせていただきました。海岸の地区はもちろんでありますけれども、説明を受けた中で海岸線から奥の山のほうに向かって、山の麓まで津波が行ったのだよという話をお聞きしたのですが、目で見ると、とてもそれを山の麓まで見えない数キロにわたった距離の中を津波が押し寄せたと。また、三陸というのはカキの産地でありますし、そういうことは厚岸も町が供給を受けているわけですが、その海に向かって川が何本も流れ込んでいるのです。植物性プランクトン等をとって成長するカキがありますから、その川も何もないときには自然の恵みとして、大変カキの養殖に適した場所ということでしたけれども、あの災害見たときに、その川に津波が遡上、さかのぼって行くわけですよ。その川も見てきたのですが、その川の何キロか上流にたしか学校だったと思いますが、そこが避難場所ということになっていたのですが、そこも水没してしまいました。

そして聞くと、そこまではもちろん来ないという想定ですから、避難場所になるわけですよ。そうして、その近所に住む人も、もちろん避難場所に近いところですから、あえて隣の避難施設の学校に逃れなくても自分の家には津波は来ないと、そういうことから避難が非常におくれたということで、海岸沿いはもちろんでありますけれども、数キロも離れた避難場所でも被害が出たというのが現実であります。

今、町長から答弁いただきましたけれども、確かに海岸地域から遠い地域でありますから、そういう意味からすると、被害の可能性は低いということになるかと思えます。当然であります。しかし、遠いことによって避難がおくれることはないのかどうか。やっぱり人が避難をするというのは、緊急性が目に見えるといいますか、海岸にいと潮位

の変化が目に見えます。それから、市街地ですと、働いている人だとかいろいろな方がその行動を起こすわけです。そのことによって、大変だ、危険だ、危ない、より早くより高いところに逃げようという、避難行動に結びつくのではないかというふうに考えます。

この地区においては、副町長もお住まいですけれども、住宅地でありますから、そう人の行動というものがつぶさに見えない、緊急性が目から見えないということで避難が出来るということも、これはそういう災害になったときには考えられると。今すぐ、いつ災害が起きるかわかりませんが、きょう・あす屋外拡声器が必要だというふうには言っていないのですけれども、長い計画的な整備の中で、そういう地域も必要性があるのではないかということで、お考えの片隅に入れていただいて、ぜひご検討の俎上に上げていただきたいという趣旨から質問をさせていただいたところであります。

それから、先ほど申し上げましたとおり、実は火事になってもサイレンが聞こえないのです。あるいは消防車が初めて隣に来て、地域で火事があったというような地域でありますし、時計を見ればお昼はわかりますけれども、市街地にいて12時が、時計見なくてもサイレンでわかるというようなそんな地域でもありますから、いろいろな意味で将来、防災・減災を検討するときには、そういう地域の必要性もあるのだ、あるいはニーズもあるのだということも含めて、何とか頭の片隅に入れていただいてのご検討を賜りたいなというふうに思います。

それから、自治会が整備を進める防災資機材に対する支援でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、拠点の避難施設といいますか、拠点の避難施設はそれなりの整備が図られておりますし、準備もされておりますから、そこにさえ行けば問題はないのですけれども、例えば一時的な避難といいますか、例えば断水は必要あるかな、断水が長く続くとか、停電が長く続いたとか、いろいろなそういう津波にかかわらず災害といいますか、あったときに一時的な避難場所として例えば地域のコミュニティセンターとか、そういう場所が使われると思うのですよ。

拠点施設が近いところであれば、そこに行けばそんな整備が自治会でしなくても問題はないというふうに思いますけれども、私どもの地域は太田に上がっていかねばならないという場所ですから、地域の自治会もいろいろ2年前から、震災以降計画的に、ほかの自治会はわかりませんが、進めておりまして、LEDの懐中電灯、ブルーシート、発電機、リヤカー、カセットコンロ等々を少しずつですが、この2年間で進めてまいりました。しかし、その後、それぞれのものが何個が必要なのか、あるいはそういうものを考えたときに、やはり限られた財源の中で、先ほども12番議員がほかの質問でお話あったように、自治会の限られた予算の中でそれを進めていくというのは、なかなか困難でありますし、多額の予算を使うものについては、積立金というものを年2万5,000円なのですが、積み立てをして準備をしようかなということで進めているのですけれども、答弁にありますコミュニティ助成事業なんかも、毎年うちの地域は申請をしています。しかし、その一地域一つというようなさまざまな条件の中、まだ1度も防災の機材の購入についての助成が当たったこともありませんし、申請出しても却下になったのか、あるいは数が多くて採択されなかったのか、出した方がいいが、次の申請、年明けの新たな申請の時期まで町から、聞けばわかるのでしょうかけれども、何の回答もない

のですよ、実は出しても。

ですから、出したら、例えば一定の審査の時期が終わったら、例えばこういう申請があったのだけれども、数が多くて優先度からこういうところに決まって、おたくの申請は今回採択されませんでしたとか、あるいは申請の基準にそのものが該当しなかったとか、その程度のお話があってもしかるべきではないのかなと、そんなことも思いましたので、それはそういうことでお願いをしたいと思いますし、ある程度の細かいものは別として、大きなといいますか、自治会として多額だなというようなものについては、こういう助成事業がありますから、これからも申請なりお願いをしたいと思いますけれども、それ以外でも自治会が整備を進めるものについて、町としての多少なりとも支援があればそういう整備が進んでいきますし、地域住民の防災意識も高まりますし、町長がいつも言っている安心・安全なまちづくりにも寄与することにもなりますので、ぜひお願いしたいということでございます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） 前段の屋外拡声器の部分について、私のほうからお答えをさせていただきます。

町としても東北の被災地、見て視察をしてまいりました。僕は、4キロ先、北上川の麓で大川小学校まで、4キロ先のところまで去年やったことも確認をさせていただいております。今、このような1回目、町長からの答弁がありましたとおり、今現在として低いものというふうに考えておりますけれども、今現在の防災行政無線につきましては、アナログ方式でございます。いずれ数年後には、デジタル方式に改めなければならない時期が参ります。そのようなご意見、自治会からあるということも含めて、デジタル方式に変える際に、改めて検討させていただきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 私のほうから、防災資機材の関係についてお答えさせていただきます。

まず、コミュニティに対しての結果について何もなかった、結果を教えてくれなかったということには、本当に配慮が不十分で申しわけなく思っています。これからは、その辺のことを忘れずに行いたいと思います。まず、謝りの答弁を言わせていただきます。

それで資機材に対しての助成関係ですけれども、確かに議員おっしゃるとおり、コミュニティにつきましては、昨年の結果を見ましても道内では自主防災組織に対する助成がわずか4件というふうに、なかなか採択されないという現状でございます。それでコミュニティに要望するのは、まずやっていただきたいのですけれども、今、議員おっしゃいました町のものはないのかということでございますけれども、その辺につきましても予算絡むものですから、すぐというわけにはいかないのですけれども、その辺のことについても研究・検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。（「はい」の声あり）

以上で、1番、佐藤議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました8名の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

日程第3、議案第78号 第5期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第78号 第5期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定について、その提案理由の説明をさせていただきます。

市町村の総合計画は、これまで地方自治法において議会の議決を経て、その中期における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めなければならないとされてきました。しかし、平成23年5月2日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が、同年8月1日から施行され、基本構想を定める法的な義務づけがなくなり、策定と議会の議決を得るかどうかは、市町村の独自の判断にゆだねられたところであります。

ご承知のとおり、厚岸町では、法的な策定義務がなくなったものの、今後においても本町の総合的かつ計画的な町政運営を図るためには、総合計画は必至と考え、これまでの基本構想に加え行動計画についても議会の議決を得て、策定や変更等をする旨の条例制定を本年第1回定例会で可決いただいたところであります。

第5期厚岸町総合計画は、平成21年第4回定例会で議決いただいた平成22年から平成31年度までの10カ年間を計画期間とする基本構想と前期・後期それぞれ5年間の行動計画、さらに毎年度見直しを行う3カ年の実施計画で構成されております。

基本構想については、計画策定から5年を経過し、中間点を迎えましたが、当初の計画策定時には想定していなかった国内外の大きな社会情勢の変化もあり、計画策定時の課題に加え、新たな社会情勢の変化や行政課題にも対応しながら、町民の多様なニーズに応じた持続的な行政サービスを提供するため、平成31年度までの計画期間を有する基本構想の見直しを行うこととしました。

また、前期行動計画については、本年度をもって終期を迎えることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする後期行動計画を策定するものであります。

策定経過などについて概要を申し上げますと、昨年11月から第5期厚岸町総合計画の施策等の評価を開始し、町民満足度調査の実施や役場内部の組織である総合計画策定

委員会での協議、さらに各種団体との意見交換などを通じて、本年10月見直し等にかかわる原案を策定させたところであります。

この原案を審議していただくため、町民代表20名で組織する総合計画策定審議会を設置し、町内各界、各層の意思がしっかりと反映されますよう委員の選考に当たりました。委嘱を申しあげました各委員には、ご快諾をいただきました上に、公私ともお忙しい中慎重な審議をいただいて、11月27日に答申をいただきました。

その答申でいただいた審議会の意見を初め、並行して行ってまいりました町民の皆さんからの意見募集や各種団体との意見交換などをできるだけ尊重いたしまして、一部修正を加え、最終案を確定し、本日、基本構想の変更と後期行動計画の策定について、議案として提出させていただいたところであります。

この第5期厚岸町総合計画を向こう5年間の厚岸町のまちづくりの基本的な指針として、実施計画や予算編成を通じ、「誰もが住みよい、住みたくなる、来たくなる」夢と誇りを持てるまちづくりを意識しながら、将来像である共生・躍動・協働・暮らしに豊かさ実感できる町の実現を目指し、鋭意努力してまいりたいと考えております。

どうか本議案である基本構想の変更と後期行動計画策定の趣旨をご理解、ご賢察の上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、基本構想の変更内容と後期行動計画の内容については、引き続き担当課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 引き続き第5期厚岸町総合計画における基本構想の変更内容と後期行動計画の内容について、概略ではありますが、補足説明をさせていただきます。

まず、基本構想の変更内容につきましては、別途配付しております議案第78号 説明資料により説明をさせていただきます。

A 4版の横型の資料になります。

この資料は、現在の基本構想と変更後の基本構想の対照表となっており、各ページ、左側が変更前の現計画、右側が変更後の計画の内容を記述しており、変更箇所には下線を引いておりますので、説明については主立ったものに絞行わせていただきます。

資料の2ページをごらんになっていただきたいと思います。

1、総論の第1章の名称を第5期厚岸町総合計画とし、新たに節立てをして、計画策定の趣旨を第1節に変更しております。

3ページをお開きください。

第2節として、新たに基本構想の見直しと後期行動計画の策定を設け、計画期間でありながら基本構想の見直しを行う背景と後期行動計画策定についての記述をしております。

6ページをお開きください。

第4章 計画策定の背景では、第1節から第3節にわたり現計画の策定日から現時点に至るまで、社会経済情勢の変化等に応じた加筆修正と統計数値を最新版に改める変更

を行っております。

15ページから、2 基本構想となっておりますが、18ページをお開きください。

第1章 めざすまちの姿の第4節まちの将来指標において、人口・世帯の項目中、平成31年の想定人口を9,500人程度から9,350人に、一般世帯数の想定を3,760世帯から3,870世帯へ変更しております。

また、19ページの年齢別人口構成では、年少人口を950人から960人へ、生産年齢人口を5,140人から5,100人に、老年人口を3,410人から3,290人に、それぞれ国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに変更するものでございます。

20ページの第5節土地利用の方針では、中心市街地の項目において、漁港整備における湖南地区への地方卸売市場の移転計画を踏まえ、加筆しております。

22ページをお開きください。

第2章 施策の大綱は、17ページの第3節に掲げる五つの基本目標に対応した形となっており、各節の構成には変更はありませんが、取り巻く環境の変化等に応じ、加筆修正を行ってございます。

次に、平成27年度を始期とする後期行動計画の概要について説明をさせていただきます。

別添の第5期厚岸町総合計画、後期行動計画により説明をいたしますのでごらん願います。

これにつきましては、縦型になります。厚い冊子の部分でございます。

表紙を1枚めくっていただくと目次となりますが、後期行動計画の構想は、前期行動計画と同様、基本構想で説明した町の将来像を実現するために掲げた五つの基本目標に沿い、施策の大綱で定めた項目に合わせ、第1章 自然との調和を大切にしたい快適で安全なまちづくりでは15の節、第2章 にぎわい満ちた活力と魅力あるまちづくりでは六つの節、第3章 やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくりでは六つの節、第4章 個性と感性がきらめくまちづくりでは四つの節、第5章 みんなでつくる協働のまちづくりでは六つの節をもって構成しています。

2ページをお開きください。

第1章 第1節の土地利用により各節の体系について簡単に説明いたします。

各節それぞれ基本構想の施策の大綱で定めた内容を基本方向として再掲し、各節に応じた現状と課題を記述しております。

まちづくりの指標は、全ての節で設定しているところではありませんが、可能な限り現状値と計画の最終年となる平成31年の目標値を設定しています。

施策の体系では、現状と課題を踏まえ、基本方向に向かって施策を展開するための柱を設定しています。

施策の展開方向は、その施策の体系に沿い、向こう5年間における事務事業を展開するに当たっての基本的な考え方などを示したものとなっております。

施策に係る取り組みは、施策の展開方向を受け、計画期間内で実施する主な事務事業などを記載し、実施する予定年度を示しております。

また、総合計画の着実な推進に向け町民ができること、町民と行政が協働してできること、そして考えられる事項を記述しております。いずれも前期行動計画と同様の計画

体系となっております。

なお、後期行動計画の各節ごとの内容説明については、時間の関係上、割愛をさせていただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、私からの補足説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

●議長（音喜多議員） 休憩いたします。

午後 1 時16分休憩

午後 1 時16分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

本件の審査方法について、お諮りいたします。

本件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する第5期厚岸町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する第5期厚岸町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

第5期厚岸町総合計画審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午後 1 時17分休憩

午後 1 時23分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

日程第4、議案第79号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第79号 損害賠償の額を定めることについて、その提案理由を説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

議案第79号損害賠償の額を定めることについてであります。次のとおり賠償するこ

とについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づきまして、議会の議決を求め
るものであります。

その内容であります。

1、相手方は、釧路市新富士町4丁目11番15号。三上元吾氏でございます。

2として、事故の概要であります。平成26年8月17日午後4時ころ、相手方の運転
する乗用車が、きのこ菌床センター敷地内の道路に設置している排水溝のグレーチング
上を走行したところ、当該グレーチングが規格外のものであったため、当該グレーチン
グが傾き、当該乗用車のマフラー及びプロペラシャフト部分に損傷を与えたものであり
ます。

損害賠償額は、金23万4,333円で、車両の修理費17万1,153円と台車費用6万3,180円と
なっております。

なお、この賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により全額対応させ
ていただく予定であり、今議会において補正予算を計上させていただいております。

産業振興課におきましては、その後の対応として、建設課に協力をお願いし、問題と
なった排水溝の補修を行い、また、きのこ菌床センター敷地内道路の排水溝を点検し、
問題があった箇所については、速やかに補修を行いました。

今回、きのこ菌床センター敷地内でこのような事故が発生しましたことは、大変申し
わけなく反省しているところでございます。

産業振興課といたしましては、きのこ菌床センター敷地内の維持管理を一層徹底して
行き、敷地内での事故の再発防止に努める所存であります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 グレーチングという外国語が出てきますけれども、これは金属でできたすの
こ状というか、格子状の側溝のふたですね、分りました。それ確認した上でお聞きしま
すが、置いていたのだけれども、それが老朽化してきたのに気づかなくて、乗用車が上
がったら折れてしまったというような事態かなと思いながら最初読んだのですが、そう
ではなくて、もともと規格外のグレーチングが使われていたということになりますと、
今回考えようによっては、この程度の事故で済んでよかったなと。これ人身なんかあり
ますから、大変でしたからね、という気もするのですが、このあたり、当初から何かお
かしい物を使うようなやり方で、ああいうところをつくられているのかというような疑
問も出てまいります。そのあたりの経緯をもう少し詳しく説明してください。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 規格外の物ということでお話をさせていただきましたけれども、
現場で確認をさせていただいたところ、グレーチングが枠にはまる形でおさまるようになっ

ているのですけれども、そのグレーチングが大きい物が上に乗っていたということで、当初はそれに合う物がきちっと整備されていたのですけれども、その上に今回、合わない物が置かされていたということで、私どももどうしてそういうことになったのかというのが不思議で、いろいろ聞いてみたりもしたのですけれども、ちょっとその辺の状況はつかめませんでした。

ただ、ほかの場所も含めて、きちっと柵の中におさまる形で整備をほかの部分もしてありますので、そこだけが違うものが設置されていたということではないというふうに思っています、いつかというのは特定できないのですけれども、何かのあれで外れてしまったようなものが、代替の物が誰かが置いたのかなというようなふうを考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 山の中の小川の丸木橋ではないのですよね。それでヒヤリハットなんていう言葉もありますけれども、今の話を聞いていると、起こるべくして起こった事故でないかというような気もするのです。それで予算がなくて、どうにもならなくてというようなわけでもなかったと思います。ですから、これは今回はグレーチングの問題ですが、全てにわたって、それは何もここの施設だけではなくて、全体に言えることなのだと思いますけれども、やはりそういうところを、ごくごく些細なところをきちっとつぶしていくことが、大きな事故を防ぐのだらうと思います。

今回は最初に言ったように、人身事故になったりしないで済んだだけよかったという言い方もおかしいのですが、いう気もいたしますので、どうかそのあたりをグレーチングに問題があったから、側溝とグレーチングだけ調べて、はい終わりという問題ではないと思うのです。これは本当に、そういう意味での何というのですかね、氷山の一角みたいに表に出てきた話です。実はその中に、これは全課係に関してですが、そういうものがないかどうかという一つの発端にしていいただければと思いますので、どうかよろしくお願いしたい。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 町で所管している施設、設備につきまして、適切な維持管理に徹底するとともに、事件、事故のないように指示、徹底してまいりたいと思います。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 私も12番議員と全く同じ思いでございますけれども、おおむね今、詳しい事情を聞かせていただいたのですけれども、私は、人が見ていると思うのですけれども、きのこ菌床センターの敷地、町有地でございますね。道路、私もたまにしかあそこには

行かないのですけれども、菌床センターに入る道路、トレーラーからいろいろな車があるそこに入られると思うし、この事故の起きた人も、民地も張りついていますよ。町道が整備されていない、この辺にやはり産業の推進を、きのこの施設の推進をしているわけでございますから、大きい車も入ります。

そういう意味では、確かにいろいろな課題があったかもしれないけれども、すきっと菌床センターまで行く道路、それから民地も張りついている、産業を進める上ではどこから入ったらいいのかわからない、町道から見てもアクセス道路もはっきりしない。きのこの産業をきちんと進めるのであれば、町道の道路位置というものもきちっと整備すべきだと思いますが、そういうことによってこういう部分も側溝も含めて整備をしなければ、何か町有地で道路用地では、町有地の中に道路があるという実態にありますよね、現状では。そういうものをきちっと道路としてどうするのかも整理をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） あの道路につきましては、公営住宅に面した通りが町道になっておりまして、そこの途中から右に折れて敷地内に入っていく。右に折れて二、三十メートル行ってから左側に折れて、菌床センターに向かっていくというような形になっておりますけれども、一応、道路の形態としては、道路の形がきちとした形で整備はしております。ただ、ちょっと狭い部分がありますけれども、それで道路の形にはなっておりますし、今のその団地に入っていく中で、特にその道路が狭いとかということで、支障があるような状況にはなっておりませんので、その点については大丈夫だというふうに思っておりますけれども、維持管理につきましては、私ども産業振興課のほうで、その管理に対して甘い部分があったのかなというふうには思っております。

ただ、除雪なんかにつきましては、建設課にお願いをして対応していただいているというようなこともございまして、そこの町道の部分については、建設課のほうとも今回のことを含めまして、今、協議をさせていただいておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 長くやる気はないのだけれども、今、最後に言ったのだけれども、道路の関係については、今後、建設課のほうと協議をして取り組む、検討するということなのか。

それから、最初に議案を読ませてもらったときに、一瞬、敷地内の道路に設置している排水溝のグレーチングとあるのですよね、敷地内になっているのですよ。そうしたら駐車場かどこかかなと思うのですよね。だけれども、実際には道路のグレーチングだったのだと、だけれども、敷地内にあるのだと、それから細いのだ、支障がないということではないと思うのですよ。きちんと道路に、町道として認定されていないのですよ、現状。少なくとも、きのこ菌床センターに行く道路というものはきちんとすべきだし、

それに張りついている皆さんについても、皆さんに買ってもらわなくても、やっぱりきちっと道路整備を私すべきだと思うし、町有地の中の民地をやっていく部分では、張りついている部分についても一遍に極端なとこまで進まなくても、もう少し位置づけというものをきちんと私は整備すべきだと思います。いかがですか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 私ども建設課のほうでもこのたびの事故を受けて、現場の道路の利用の状況を確認させていただきました。これまで、きのこ菌床センターの敷地内の管理道路として利用されていたわけでございますけれども、実態としては既に公道として、一般の利用にも供されている状況があります。

それから、町道路線の認定基準というのもありますけれども、それらに適合させ、何とか町道としての管理をしていけないかという検討をしてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第5、議案第80号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第80号 財産の取得について、その提案理由を説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

議案第80号財産の取得についてであります。現在、町営牧場では、牧草収穫時の農業機械の牽引用として、また、冬期舎外作業及び夏期放牧作業時に使用するため、作業本機であるトラクターを16台保有しておりますが、このうち昭和49年に導入したトラクターは、取得後40年を経過しております。総体的に老朽化が進み、故障の頻度も年々増

加していることから、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により更新を行い、町営牧場運営の効率化を図ろうとするものでございます。

このたび、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

その内容であります。

1の財産の種類は、物品でございます。

2の名称及び数量は、トラクター1台でございます。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号によります指名競争入札であります。

4の取得価格は、金1,360万8,000円であります。

5の契約の相手方は、札幌市中央区北1条西13丁目4番。日本ニューホランド株式会社であります。

4ページをお開きください。

1の参考として、トラクターの資料であります。型式は、T6.175型。エンジンは、水冷4サイクル6気筒ディーゼルエンジンであります。乗車定員は、1名となっております。総排気量は6,727ccで、出力馬力は140psとなっております。総重量は5,860キログラム。本機の全長は4.71メートル、全高2.95メートル、全幅3.49メートルであります。オプションとして、フロントローダーを装備し、取り外しのきく車外機のふん尿処理や施設周辺の除排雪作業を行うバケット及び飼料となる牧草の運搬、給餌作業を行うロールフォーク、リヤ球形ウエイトを装備するほか、急傾斜の安全性を確保するためリアダブルタイヤ仕様としております。

2として、納入期日につきましては、平成27年3月13日であります。

3として、型式図を別途添付しております。この型式図につきましては、5ページをご参照いただきたいと存じます。

なお、参考資料といたしまして、12月2日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますのでご参照願います。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第6、議案第81号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第81号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書6ページをお開き願います。

議案第81号工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

太田門静間道路は、門静地区を走っている国道44号から太田地区へ抜ける幹線道路であり、また、石山への道路としても利用され、比較的大型車両が多く通行する道路となっております。

道路状態は、経年劣化により路面にひび割れやわだちが発生して通行に支障を来しており、また、旧尾幌1号川にかかるホマカイ橋も建設から約40年がたち、老朽化が進んでいることから、路線全体の見直しと改修が必要と判断し、平成23年度から調査を始め、平成31年度までの事業期間として、防衛省の補助を受けて事業を実施しているものであります。

現在まで、計画路線上にあるホマカイ橋の架け替え及び国道入り口付近並びにホマカイ橋前後の軟弱地盤対策を行っております。今年度は、崖崩れのおそれがある箇所へのり面対策工事と軟弱地盤対策等の必要がない箇所の改良舗装工事、ホマカイ橋前後の擁壁工事を行うものであります。

今回、契約の内容であります。1として工事名（平成26年度国債）太田門静間道路改良舗装工事。

2として、工事場所、厚岸町太田宏陽。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町内外を含め7者の参加によるものです。

4として、請負金額、金2億3,760万円也。

5として、請負契約者は、宮原・道東経常建設共同企業体、代表者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組。構成員は、厚岸郡厚岸町港町3丁目109番地、道東建設工業株式会社であります。

7ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、現場吹き付け法砕工として、長さ25.10メートル、高さ19.25メートル。アンカー工として、長さ14.50から19.00メートル、本数32本。道路改良舗装工として、延長500.00メートル、幅7.50メートル。拡幅部分の構成は、表層（密粒度アスコン）、厚さ3センチメートル、基層（粗粒度アスコン）、厚さ4センチメートル、上層路盤工（アスファルト安定処理）厚さ5センチメートル、下層路盤工（0

から40ミリ碎石)厚さ40センチメートル、凍上抑制層(山砂)厚さ40センチメートル。(高さ調整部分)の構成は、表層(密粒度アスコン)厚さ3センチメートル、レベリング層(アスファルト安定処理)平均厚さ7センチメートル、擁壁工として延長44.56メートル、鋼管杭、口径800ミリメートル、長さ22.50メートル、本数23本、長さ24.50メートル、本数15本となっております。

2、工期ですが、着手は、契約締結日の翌日。完成は、平成27年10月30日までとするものであります。

3、参考図書として、位置図、平面図、現場吹付法枠工展開図、法枠工断面図、道路構造図、標準断面図、側面図は、別紙説明資料のとおりです。

8ページをお開きください。

今回の施工位置ですが、図面中央の丸で囲った部分、太田地区と門静地区を結ぶ町道太田門静間道路の中間となります。

9ページをお開きください。

図面中央上部の平面図をごらんください。

左側を門静、右側を太田とした配置となっております。国道からの入り口、上下2カ所の表示がありますが、上が現道、下が計画路線となります。そこからは、現道と計画ほぼ同じ路線をたどっていき、図面右側現道の既設ホマカイ橋の上部に示している新設ホマカイ橋を通るのが計画路線となっております。

現在まで施工が済んでいる箇所は、国道から入ってすぐ丸で囲っている2カ所を軟弱地盤対策として、載荷盛り土による地盤強化を図っております。また、図面右側に行きまして、ホマカイ橋の架け替えを終えており、その少し離れた両脇の丸で囲った部分、下に吹き出し点で示している2カ所の軟弱地盤対策を終えております。

今回の工事箇所は、図面ほぼ中央、道路を太い線で示している箇所が②の改良舗装工事、延長は500メートルです。その工事区域内のやや左寄りに丸で囲み、下に引き出し点で示している箇所が①の現場吹きつけ法枠工の箇所です。また、図面右側新設ホマカイ橋の両側2カ所を丸で囲み、引き出し点で示している箇所が③の擁壁工です。図面下に線で囲っている枠内図が①の現場吹きつけ法枠工の詳細図面です。現在、法面の岩盤が露出し、風化しており、道路側に崩れてきている状態にあり、防護ネットなどにより抑えている箇所となっております。これを安定した状態にするための対策工事を行うものです。枠内図の左側が現場吹きつけ法枠工展開図です。枠内図の中央は法枠工標準図ですが、法枠は二つの形状があり、縦横3メートル、幅0.6メートルの十字型と幅0.2メートルのコンクリート枠を使用します。この二つの法枠を組み合わせることで、法面を安定させようとするものです。法枠の設置は、右側ののり枠工断面図のとおり、現地番を縦1に対して横0.3の勾配で、法面を掘削し、そこに法枠工を設置、中心にグラウンドアンカーと呼ばれるアンカー工により設置します。アンカー工は、長さ8.00メートル、直径90ミリメートルのアンカーの先端を強固な地層に埋め込み、安定を図るものであり、地層までの距離によってアンカーの全長が変わりますが、長さ14.50メートルから19.00メートルまでとなります。また、この法枠工を設置した両側には、幅0.2メートルの小型の法枠工を設置して、展開図の形状となります。

このように、法枠を設置した後には、コンクリートを吹きつけて、法

面全体の防護を図るものです。

次、10ページをお開きください。

図面上部左側が、②の改良舗装工の道路構造図です。代表的な断面では、現道の両脇部分を拡幅し、高さ調整のため中央部分に舗装によるかさ上げを行います。高さ調整部分と拡幅部分の舗装等の構成は、さきに説明したとおりとなっております。これにより、車が通る幅は変わらないものの、路肩に余裕ができるため、全体では現道より若干広くなり、7.00メートルある幅が7.50メートルとなります。

図面上部右側は、③の擁壁工の標準断面図です。幅8.70メートル、高さ4.08メートルから5.60メートルで、鋼管杭による基礎構造となります。

図面の下には、③の擁壁工の側面図です。図面左側が門静方向、右側が太田方向となっています。図面中央の新設ホマカイ橋とその右側擁壁長さ27.69メートルは、施工済みとなっております。

今回の工事は、橋の両側に位置する太線部分、門静側が長さ29.56メートル、高さ4.08メートルから4.60メートル、基礎の鋼管杭は口径800ミリメートル、長さ22.50メートルのものが23本、太田側が長さ15.00メートル、高さ5.25メートルから5.60メートル、基礎の鋼管杭は口径800ミリメートル、長さ24.50メートルのものが15本です。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、12月2日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 これ以前から私、指摘しているのですが、今回、大部分の改良舗装工、あるいは現場の吹きつけ、法枠工ですか、これらについては異議を唱える気持ちはないのですが、残念ながら擁壁工の工事、これについては非常に私は疑念を持たざるを得ないというふうに考えております。

この問題については、以前から指摘しているように、昨年は大変な洪水被害があったのですけれども、ことしでもそれと比較すると、はるかに少ない雨でも橋げたに水が浸ると、あるいは橋の両側を現在、擁壁工をつくろうというところが水が流れるというような状況にあって、この工事についてやはりきちんと見直しを行うべきではないのかというふうに常々訴えてきましたけれども、私の言っていることには、全然答えていただけないで今日に至っております。

日本全国でさまざまな災害が今起こっておりますし、強靱な国土をつくるとか、災害から住民を守るとか盛んに言われておりますけれども、そういうことに対してこの事業に関しては、全く聞く耳を持たないのではないのかというふうに考えております。

住民との話し合いも、さっき大野議員の一般質問にありましたけれども、上流部の人たちとは話し合いをしたというふうには答えておられました。だけれども、それらの人たちとどういうふうにして、非常に多くの不安やあるいは対策を望んでいるか、こうい

うことにはその後、何の説明もないわけです。あるいは門静の市街地の人たちにも説明をしていないと、こういうことに対して町が、公共工事として進める事業としては非常にふさわしくないとか、町民を無視した、私はどんなに少ない町民であろうが、不安を持って生活をしなければならない、そういう事態は町は取り払うことをしても、心配をする事態をつくり出すというようなことをしてならないのではないかなというふうに考えますけれども、今回、この事業については当初の予定どおり進めると。地域の住民からは、こういうことをしてほしいと、もし橋げたのかさ上げは無理でも、こういうことをしてほしいという要望はあったはずなのです。それを何も次の方針も出さずに、これだけを強行するということに対して、非常に私は不満に思うし、地域の住民にどのように説明をすればいいのか。あれから動きはまだない、だけれども、この工事を強行してしまえば、結果的には上流部の人、下流にダムをつくったのと同じ状況をつくり出してしまうわけですから、その安全対策は今までどのように考えて進めてきているのか。それと同時に、説明をすべきではないのかなというふうに思うのですけれども、これは私が間違っているのでしょうか、そのあたりについてきちんと説明をしていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） これまで町議会等でも、ご質問をお受けしている状況もある中で、私どもとしてはこれまで特に門静、尾幌の一部の地区の方々と、それぞれお話をさせていただいてきております。特に、門静のお寺を過ぎた後に来る道・国道の橋から上流、いわゆる釧路側の世帯が5世帯ほどあるのですけれども、そういった方たちのお話も伺った中で、また、個々にそれらの方々と町が考えていることなどについてお話をさせていただいて、皆様のそれぞれの暮らしの考え方なども聞かせていただいて、これまで今日に至っております。この間、先般11月28日は、総務産業常任委員会に出席をさせていただいて、これまでの取り組みと今後の方向について、ご説明をさせていただきましたところであります。

私どもが、こちらの上流のほうを先行させたのは、特に被害がひどい状況が前回の台風だけによらず以前はから見受けられたことにより、下流側と比べて対策として急ぐ必要があるだろうと、こういう観点でそれらを進めてきました。門静のほうの市街地のほうの周辺の町民の一部の方しか接しておりませんが、要は厚岸湾に注ぐ明渠、柵渠の流れの水が、あそこの樋門・水門が当時閉まっていたと。ですから、あれが開いていれば大丈夫なんだというような感触で、もちろん樋門は開いていたんです。開いていたんですけれども、地域の住民からは下はどうも閉まっていたと、そういうふうに言うのですけれども、市街地のほうの方については樋門の管理をきちっとやっていただきたいという要望で、具体的な河川改修であるとか、そういうふうになっている状況ではなかったというふうに、私個人としては認識をさせていただいております。

ただ、今後、下流の方々と説明の中でどのようなお考えかと、また、新たに出てくるのだと思いますけれども、それを踏まえて実は私どもこれまで、これから町で何ができるか、何をすべきかについて検討をさせていただきました。その結果、まずは現在の

川の排水の現況を調べなければ対策が見えてこないということで、具体的には調査の結果、分水であるとか、拡張だとか、あるいはポンプなどの利用だとか、あの川の能力をどう生かし切るかというものが、調査結果把握したいというふうに考えております。

また、国道の上流部のほうの南側というのでしょうか、厚岸湾側のほうに川があるのですけれども、過去に農業の関係で排水設備を3カ所設けております。これが壊れていたということでもあります。壊れていたものですから、これがきちっと機能を果たしていれば、その水の流れ若干変わるものということで、こういったものの所在を確認させていただきながら、これまで釧路開発建設部へも行ったり、行くというのは国の施設であったものですから、そういったことで話をさせていただいたりということで、これを直していこうということでもあります。

それから、門静集会所裏に柵渠が、厚岸湾まで流れているのですけれども、柵渠も利用してはという意見も皆さんお考えでありました。その結果、まだ民地の関係がありまして、地権者等のお話はまだ進めることはできませんけれども、そういった今ある柵渠を利用して、水を流すということも検討していきたいなというふうに考えております。

もう一つは、この上流部のうち特に2軒なののですけれども、2軒とも実際には床上浸水はしないのですけれども、一部、業として行っている部分の家屋や土地などに多大な浸水があったということで、この上流部の冠水対策を和らげるために、厚岸町としては工事用の残土置き場として利用をさせていただきたいと。これは現在、太田南の東側といいますか、光栄地区の東側に町の残土捨て場がありますが、ここがほぼ満杯状態になっている状況であります。残されるのは、現在、白浜、心和園前にある比較的大きな部分、今、既に搬入をさせていただいておりますが、ここも大型工事でも今現在、相当な土量が残土置き場として置くのですけれども、残土置き場ですから、将来的にはその残土をどこかに使うということで置くわけでありまして、将来的な見通しもない中では当分の間は、そこに残置せざるを得ないということになると、今後の公共工事で発生する残土の置き場を実は前から考えていたところでありまして、こういった町が必要とする残土置き場の確保として、民地ではありますけれども、この地区の一帯の防災対策として、町は、残土置き場として活用させていただきたいということを考えておりました。

これについては、その地域の方、二人の方の一人は、実は同じようなことを考えておりました。当初、私も始めたときには、私も考えていた残土、盛り土をする場所と、ご本人が考えていた場所が違ったということでもあります。これは私も川の付近、いわゆるオッポロ川の付近に盛り土をずっと広い牧草地ですね、あそこをかき上げしたい、それはどうだろうというふうに投げかけてみたのですけれども、困ると、なぜ困るかということでもあります。自分のことは助かりますけれども、上流部に水がたまってしまうということでもあります。ですから、それはやめてほしいということでもあります。しからばどうするかということで、その地域の課題、地域といいますか、あその課題は、広大な牧草地全てが水没するものですから、せめて家畜の避難場所の自分としては確保したいのだということでもあります。

そんなことで、面積としては約9,000平方メートル、あその全体の敷地のほんのわずかでありますけれども、公共工事の残土置き場として実は利用させていただきたいということで、先般、町と地権者間で土地使用貸借契約を締結をさせていただいたところで

あります。これも町の災害防災対策の一環としてやるわけでありますから、残土を置いた後も、これは引き続き残土な流出しないような法面保護であるとか、あるいは家畜が足を踏み入れもひづめを傷つけないとか、そんなことをきちっとやる責任をもって残土を一定量の確保、立米的には1万立方メートル、約1メートル積み上げたい。これは国道の高さよりも低くなる状況でありますけれども、そういうようなことで、その地権者の方は、今、町に期待できることは、自分としてはせいぜいその程度で考えていると。それ以上のことは、町はやるもやらないも言えないだろうということで、とりあえず今できることということの中では、ご本人の了解をいただいておりますので、こういった中でこれやっていきたいということであります。

もう一人のほうは、個人名上げてしまうとあれなものですから、ちょっと尾幌側のところでありますけれども、住宅的にはちょっと高いところに建っているものですから大丈夫です。その横にある作業の場所が非常に低くて、特に高額な重機がたくさん置いてあるところでありました。これもみずからやろうとしていた部分を聞き出したのですけれども、やはり自分でかさ上げしていきたいということ考えているということでありました。

一方では、町のほうで残土捨て場としてそういったことをやるものですから、片方だけはやらないとかそうではなくて、この地域一体的に町はこのように考えておりますと。了解をいただければ、同じように土地を貸していただいて、残土の置き場として利用させてくれないかという話をさせていただいたところ、これもやはり現状で町ができることというのはせいぜいそのぐらいということで、自分としてもそれであれば、今の営業も続けられるということで、一応、やむを得ずそういう災害地域の災害対策として、民地を借り上げたというところであります。

なお、門静の市街地周辺については、これは過去にも国道の冠水であって、それを現在の明渠に、柵渠に流すことで当時の国道冠水の課題は、完璧に解決していた状況でありましたが、今般、初めての駅前にある家屋が床上浸水したといった状況は、前と違う状況でありますので、これは今後ないとも限らないということでありますので、そのホマカイ橋の架け替えに応じて、いろいろなご意見とか不安な声を聞いた内容を相手方にお伝えし、早目に地域の方とお会いして町の考え方、何とか理解していただけないものか、あるいは皆様方の意見を聞かせていただけないかということで進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 道路をよくしたり橋をよくしたり、そういうことはいいことなのですよ、インフラ整備で。ただ、それがあって、さまざまな災害等の誘発原因をそれがつくってしまうということに対しては、私たちは見過ごすことはできないのではないかなと。

それで、今、課長のほうからさまざま説明されましたけれども、それがどう行われていくのかと。例えば、これから厳寒期ですから、相当のことがない限り大水害ということ予想することは、ちょっと冬の間は考えられないなというふうに思いますけれども、

春先の融雪期にはどういうことが起きるのか、あるいは台風等によってはどういうことが起きるのか、このごろは爆弾低気圧だかいろいろなことが言われていて、今まで考えられないようなことがさまざま起きているのですよね。そういうことにも対処できるようにしようというのが、2級河川の尾幌川の改良工事だと思うのですよね。今、とまっているみたいですが、たしか私たちあの工事を進めるときは、100年間に1回起こり得るかどうか、そういう災害にも耐え得る事業をあの尾幌川ではやっているのだと、やるのだということで、あの工事は始まったのですよ。

今、盛んに50年、100年という安心な事業を進めようというふうに言われているのですが、目の前で橋が浸ってしまうというようなことを見せられて、その前の年には台風で大変な目に遭ったそういう人たちが、安心して生活できるのですよと、この橋ができて、そのためにはこういうことをやるのですと。もし、川があふれそうになったら、何らかの対策をとるのですと、そういうものはまだ全然ないのではないですか。やっぱりおれたちを見殺しにしてしまうのかと、そこに住んでいるのが、おまえたちが好きで住んでいたのだから、何十年にもわたってね、住めなくなってしまうということに対して、手を打ちましたと。

ですから、何かさまざまなことを今聞かされました。一部では納得する人もいるかもしれない、今、説明された中で。だけれども、洪水に、大きな洪水が起きたときに、こういう排水の仕方を考えました、それは道路工事と並行してこういうふうになりますと、ですから安全なのですよということを示していただかなければ、私は困るのではないのかなというふうに思うのですよね。

下水道工事でやっていた、今、課長、柵渠と言っていましたね、その改良だとかそういうものもやるので、こういうことで大丈夫なのだと。あるいは水害のときには、こういう強力なポンプで排水をするので、大丈夫なのですよというようなのと並行しないと、住民の方は心配で心配で。もし、私が橋の近くに、あの橋の近くに住んでいたら私は訴えますよ、工事差し止めの、そのくらい重要な問題だと思うのですよ。一人の町民も災害の不安から守るというのが、私は大事ではないのかなというふうに思うのですよね。そういうことをやるから、もう全然安全対策はどんなことが起こっても大丈夫だと、安心してくれと、こういう手だてを打ちました。その上でこの工事をやるので、皆さん、不安はないですよということを示さなければだめでないのかなと、町長、どういうふうに考えています、そのあたり。私は、課長の答弁より、この議案を提案した町長の見解を聞きたい。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

今、縷々谷口議員からかつてのご質問あり、やはり安全第一、住民を守るということは町長の責務であると、これは当然であります。その中で、いろいろな速やかな対策を講じているところであります。

先ほど、課長から排水の問題、そしてまた土砂の問題等々いろいろありましたけれども、私としては、この問題を今後も速やかに、何より地域住民の安全という意味におい

ては、やはり冠水を防ぐということが最も大事なことでありますので、この点については何回も谷口議員から強く要請されているところでありますので、それに基づいてやっていきたい、また今やっていると、今後とも続けてまいりたいと、そういうように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 最後ですけれども、簡単に聞きます。町民は不安なく過ごすことができるというふうに理解していいのかなのか、それ1点だけお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） そういう考えに基づいて、いろいろな方策を考えているということでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第7、議案第82号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（板屋課長） ただいま上程いただきました議案第82号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

国民健康保険法第58条では、出産育児一時金の支給は、保険者が条例で定めることと規定されていることから、厚岸町国民健康保険条例において健康保険法施行令第36条に規定する支給額に準じて、本条例第6条で39万円と規定しております。同じく、同法施行令において、通常の分娩により重度の脳性麻痺となった患者の救済等を目的とする産

科医療補償制度に係る保険料分について、3万円を上限として加算する規定され、本条例施行規則においてもその加算額を3万円と定め、合わせて42万円を支給することとしておりました。

平成26年4月21日に開催された国が設置する社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度の保険料及び出産育児一時金について見直しを行う方針が決定され、平成26年7月7日の同部会において、現行の出産育児一時金の総額42万円を維持することとする方針が決定されました。

これを受け、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成26年11月19日に政令第356号として公布され、平成27年1月1日から施行されることになりました。

このたびの健康保険法施行令の改正は、分娩に要する費用が上昇傾向にあり、平成24年度における全国の平均的な分娩費用は41万7,000円、公的病院の分娩費用だけを見ても40万6,000円となっていることから、同法施行令第36条に規定する出産育児一時金の支給額、現行39万円を40万4,000円に引き上げる改正を行うものです。

また、産科医療補償制度の保険料額については、制度開始当初から一分娩当たり3万円となっておりましたが、制度を運用していく中で多額の余剰金が生じたことから、保険料額の引き下げを行うこととなったもので、改正後の保険料額を一分娩当たり2万4,000円とし、これにこれまで発生した余剰金を一分娩当たり8,000円を充て、一分娩当たりの保険料を1万6,000円に変更するもので、合わせて4項の出産育児一時金の総支給額42万円を維持する内容の改正となっております。

この改正に伴い、厚岸町国民健康保険条例においても同様の改正を行おうとするものであります。

議案書、11ページでございます。

議案第82号厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付させていただいております、議案第82号説明資料①厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表及び議案第82号説明資料②厚岸町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表で説明させていただきます。

議案第82号説明資料①をごらんください。

第6条第1項の改正は、出産育児一時金の額を現行39万円から40万4,000円に改めるものです。

なお、同項ただし書きの町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、3万円を上限として加算する額につきましては、議案第82号説明資料②にありますように、厚岸町国民健康保険条例施行規則第23条第3項に規定する産科医療補償制度の保険料分に係る加算額を現行3万円から1万6,000円に改め、改正後の出産育児一時金の支給総額は、現行の42万円を維持する内容の改正を行うものとするものであります。

議案書、11ページにお戻りください。

附則であります、第1項は施行期日で、この条例は、健康保険法施行令の改正に合わせ、平成27年1月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置で、施行日前の出産に係る支給額は、なお従前の例によるとする

ものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。
ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第8、議案第83号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。
- 建設課長（松見建設課長） ただいま上程いただきました議案第83号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。
厚岸町営住宅管理条例は、全7団地、41棟、380戸の管理について必要な事項を定めているものです。
本年度進めております有明団地の町営住宅建てかえ事業による（仮称）松葉地区まちなか団地新築工事による1棟4戸が平成27年2月23日に完成予定であり、また、平成24年度に移転を終えた有明団地1棟4戸の解体を行うため、新たな住宅の供用開始及び解体予定住宅の用途廃止を行う条例整備が必要となり、本案を提出するものであります。
お手元に配付の厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりましてご説明申し上げます。
別表の改正でございます。
第3条関係は、町営住宅の設置、位置等の規定であります。5の項の棟番号の欄中A－1号を削り、同項の戸数の欄中、3DKを3戸、2DKを1戸を減じ、改正案の戸数の欄中、3DKを3戸に、2DKを1戸に、それぞれ改めるものであります。
改正案の40の項、松葉3丁目107番地のMA2号の内容は、平成27年2月23日に完成予定の（仮称）松葉地区まちなか団地新築工事による木造平家建て1棟、いずれも2LDK、4戸を追加するものであります。
議案書の12ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、供用開始する平成27年3月10日から施行し、別表5の項の改正規定は、平成26年12月15日から施行する内容であります。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後 2 時30分休憩

午後 4 時51分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

本日は、この程度にとどめ、あすに延会いたします。

本会議を終了します。

午後 4 時51分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年12月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員